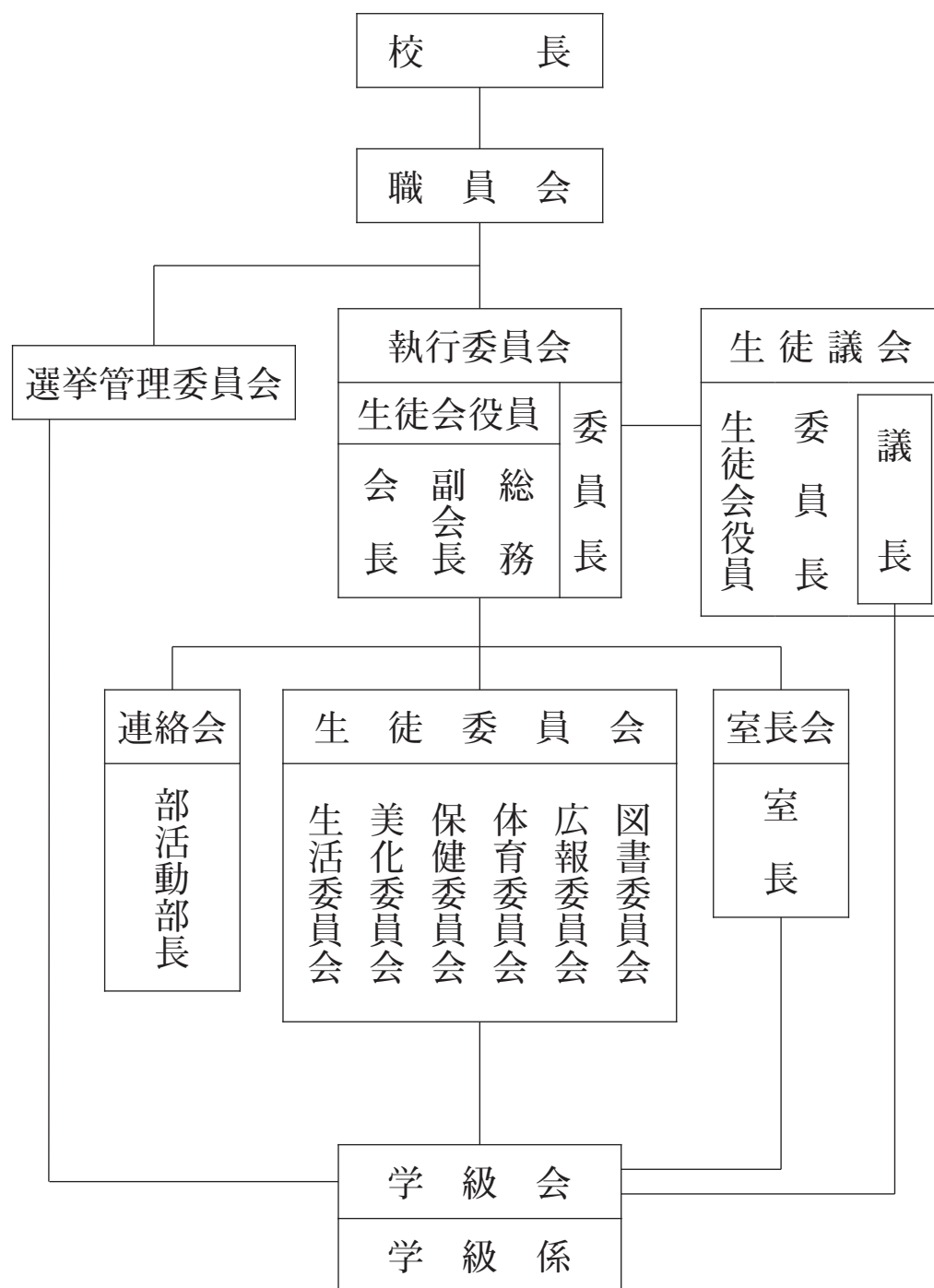


生徒会機構一覽



生徒会会則

第1条 名 称

本会は名古屋市立一柳中学校生徒会と称する。

第2条 目 的

会員の自主的な活動を通して、より楽しく規律正しい学校生活を築き、立派な社会性のある人となることを目的とする。

第3条 構 成

本会は本校生徒を会員とし、本校の先生を顧問とする。

第4条 役 員

1. 本会は役員として、会長・副会長各1名、総務最大4名最小2名を置く。
2. 役員は全会員の無記名投票により選出する。
3. 役員の任期は年2期制とし、3月及び9月に選出する。但し、再選されてもよい。
4. 会長は本会を代表し、副会長はその補佐・代理を行う。
5. 総務は、各種記録、保管、連絡を行う。

第5条 議 会

1. 議会は、生徒会活動に必要な議案の審議・

議決を行う。

2. 議会は、原則として月 1 回開かれる。但し、臨時に開く必要を、執行委員会が認めた場合には、臨時に開かれる。
3. 議員は、各学級で選出された男子又は女子 1 名とする。
4. 議長は、議員の互選により 1 名を選出する。

第 6 条 執行委員会

1. 本会は執行委員会を置き、生徒会活動の企画・運営にあたる。
2. 執行委員会は、役員・各常任委員長で構成され、適宜委員会を開く。
3. 執行委員は議会に出席する。

第 7 条 委 員 会

1. 本会は、生活・美化・保健・体育・図書・広報の各委員会をおき、美化・図書・広報・保健は 1 名選出する。ただし、生活・体育は男女各 1 名ずつを選出する。
2. 委員会は、議会・執行委員会・その他で決定された事項を執行する。
3. 委員会は、各学級より選出された委員より構成され、互選により正・副委員長各 1 名を選出する。
4. 各委員会は、それぞれの業務を円滑に行うため、月 1 回定例委員会を開く。但し、開催

する必要が認められる場合には、臨時委員会を開くことができる。

第8条 定 足 数

各種会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第9条 表 決 数

議事は、原則として出席者の過半数できめ、可否同数の場合は議長がきめる。

第10条 最 高 決 定

校長は、本会の活動に関する如何なる問題に対しても、最高の決定権を有する。

第11条 部 活 動

1. 会員は部活動に参加することができる。
2. 各部には、部長・副部長をおく。
3. 部活動部長は必要に応じ、連絡会を開き、連絡事項の調整にあたる。

第12条 改 正

1. 本会則の改正は、議会で3分の2以上の賛成を得、全会員の過半数で可決される。
2. 本会則は、先生の4分の3以上に承認され、校長より許可されれば直ちに施行される。

付 則

会長は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

生徒会役員選挙規定

第 1 条 選挙管理委員会

1. 委員は、各学級男女各 1 名選出され、任期は前期・後期通年とする。
2. 委員会は、選挙に関する一切の業務を行う。
3. 委員が役員候補者及び推薦責任者に推薦された時は、委員補充を行い、任期は残りの期間とする。
4. 委員は学級の他の委員を兼ねてもよい。

第 2 条 立候補者およびその届出

1. 本校生徒で推薦責任者 1 名と10名以上の推薦者があれば立候補できる。
2. 推薦責任者は、2 名以上の立候補者に対し推薦責任者になることはできない。
3. 立候補者は、定められた期間内に所定の用紙に必要事項を記入のうえ、直接本人がクラスの選挙管理委員とともに届け出なければならない。
4. 立候補者が定められた期間内に定員に満たないときは、選挙管理委員会はその期間を延長し再公示しなければならない。
5. 後期には 3 年生は立候補することはできない。

第3条 選挙運動

1. 選挙ポスター用紙は、選挙管理委員会から交付されたものを用いる。
2. 立候補者は、選挙管理委員会の設ける立会演説会で所信を述べることができる。（第4条参照）
3. 選挙運動は、選挙管理委員会の指示にしたがい、授業や学校行事に支障をきたしてはいけない。

第4条 立会演説会

1. 立候補者と推薦責任者が演説することができる。
2. 選挙管理委員会が運営、司会進行を行う。
3. 全会員参加とする。

第5条 投票および当選者決定

1. 選挙は、無記名投票により選挙管理委員会の定めた方法で行う。開票については、生徒会顧問立ち会いのもとに選挙管理委員会がその任にあたる。
3. 立候補者が定員数と同数の場合は、信任投票を行う。
4. 認証式の日から起算して30日以内に生徒会役員に欠員が生じた場合は、次点のものを繰り上げ当選とする。次点のものがいない場合は、補欠選挙を行う。その手続きについては、

正規の生徒会役員選挙に準ずる。

第6条 改 正

1. 本規定の改正は、議会で3分の2以上の賛成を得て可決される。
2. 本規定は、職員の3分の2以上に承認され、校長より許可されれば直ちに施行される。

第7条 補 則

1. 選挙管理委員に欠員が生じた場合は、該当学級で選出して補充する。
2. 生徒会執行委員に欠員が生じた場合、任期が3か月以上あれば補欠選挙を行う。

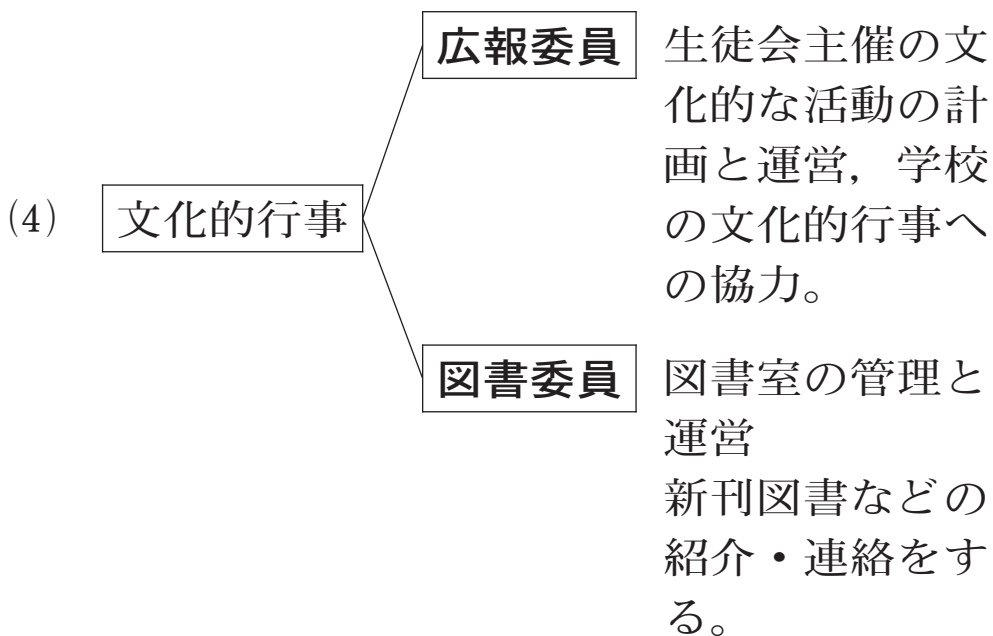
委員・係の仕事

1. 室長

- (1) 学級の自治的な活動の中心。
- (2) 非常時の避難誘導と人員報告。
- (3) 議員又は委員の代理として議会又は委員会に出席する。

2. 各委員

- | | | | |
|-----|----------|------|---|
| (1) | 週 番 活 動 | 生活委員 | 学校の秩序の維持につとめる。 |
| (2) | 環 境 整 備 | 美化委員 | 学校の清掃と美化につとめる。 |
| (3) | 保健体育的行 事 | 保健委員 | 学級の保健管理，保健的指導を行い，学校の保健管理，保健指導に参加する。 |
| | | 体育委員 | 生徒主催の体育行事の計画と運営，学校体育行事への協力，体育器具管理に協力する。 |



3. 学級の係

学級では、担任の先生の指導に従って係活動をする。学級において必要な係をつくる。